

盛土規制法に関する申請者向け説明会

日時：令和 7 年 5 月 1 6 日
開催方法：W E B 説明会形式

次 第

はじめに 盛土規制法の概要について（約 5 分）

盛土規制法は、令和 4 年に宅地造成等規制法が改正され成立しました。その改正の背景をはじめとした、盛土規制法の概要について説明を行います。

第 1 部 「盛土規制法の許可申請を予定されている方へ」について（約 10 分）

宮城県で作成した「盛土規制法の許可申請を予定されている方へ」のうち、申請に当たって特にお気を付けいただきたい点について説明を行います。

1. 3 ページ 「盛土又は切土を行う面積」について
2. 4 ページ 「申請前の準備（周辺地域の住民への周知の手続きについて）」
3. 5 ページ 「申請前の準備（土地の権利を有する者の同意）」
4. 7 ページ 「添付書類」
5. 1 1 ページ 「チェックリスト」「申請窓口」「都市計画法の開発許可を合わせて行う場合（みなし許可）の留意点」
6. 1 5 ページ 「その他の留意事項（設計者の資格）」
7. 1 8 ページ 「許可不要工事の該当一覧」

第 2 部 許可申請等が不要となる「通常の営農行為」について

「通常の営農行為」に該当する盛土等については、盛土規制法の手続きが不要となります。どのような盛土等が「通常の営農行為」に該当するかについて、説明を行います。

第 3 部 規制区域指定時に工事中の工事の届出について（約 5 分）

宮城県では、令和 7 年 5 月 2 3 日に盛土規制法による規制区域を指定します。規制区域指定時に工事中の工事については届出が必要となります。その届出について掲載している、宮城県ホームページ「区域指定日の前日（令和 7 年 5 月 22 日）までに工事に着手された方は届出が必要です。」について説明させていただきます。

第 4 部 事前相談フォームのご案内（約 1 分）

盛土規制法の規制の対象となるかの確認などについて、宮城県では事前相談フォームを用意しております。事前相談フォームの掲載場所等についてご説明させていただきます。

※仙台市内における盛土等に関しては、仙台市にお問合せいただきますようよろしくお願いいたします。